

令和4年第4回定例  
夕張市議会会議録  
令和4年12月9日(金曜日)  
午前10時30分開議

する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第 6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 7 報告第1号 例月現金出納検査の結果について

報告第2号 例月現金出納検査の結果について

◎議事日程

第 1 一般質問

第 2 議案第 2号 夕張市共同浴場設置条例の一部改正について

議案第 3号 夕張市リフレッシュセンター清陵設置条例の一部改正について

第 3 議案第 4号 夕張市教育委員会の教育長の任命について

第 4 議案第 5号 令和4年度夕張市一般会計補正予算

議案第 6号 令和4年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算

議案第 7号 令和4年度夕張市公共下水道事業会計補正予算

議案第 8号 令和4年度夕張市介護保険事業会計補正予算

議案第 9号 令和4年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算

議案第10号 令和4年度夕張市水道事業会計補正予算

議案第11号 夕張市職員給与条例の一部改正について

議案第12号 夕張市特別職給与条例の一部改正について

第 5 議案第13号 夕張市職員の定年等に関する条例の一部改正について

議案第14号 夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について

議案第15号 夕張市職員給与条例の一部改正について

議案第16号 退職手当支給条例の一部改正について

議案第17号 地方公務員法の一部を改正

◎出席議員 (8名)

君 島 孝 夫 君

小 林 尚 文 君

大 山 修 二 君

本 田 靖 人 君

千 葉 勝 君

熊 谷 桂 子 君

高 間 澄 子 君

今 川 和 哉 君

◎欠席議員 (0名)

午前10時30分 開議

●議長 大山修二君 ただいまから、令和4年第4回定例夕張市議会第2日目の会議を開きます。

●議長 大山修二君 本日の出席議員は8名全員であります。

●議長 大山修二君 本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

君島議員

小林議員

を指名いたします。

●議長 大山修二君 初めに、事務局長から諸般の報告をいたします。

●事務局長 佐藤浩一君 報告いたします。

本定例市議会に出席を求めた説明員の一覧につき

ましては、さきに報告のとおりであります。

なお、財政課長、生活福祉課長は病欠のため、上下水道担当課長は忌引きのため、本日出席できない旨の届出がなされております。

以上で報告を終わります。

---

「別紙」

市長 厚谷 司 君  
教育長 小林 広明 君  
選挙管理委員会委員長  
柳 沼 伸 幸 君  
農業委員会会長 後藤 敏一 君  
監査委員 西田 洋二 君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

副市長 本間 和彦 君  
総務課長 芝木 誠二 君  
地域振興課長 木村 友哉 君  
財政課長 板垣 克巳 君  
税務課長 秋山 俊輔 君  
建設課長 押野見 正浩 君  
土木水道課長 阿部 充雅 君  
上下水道担当課長  
三浦 護 君  
市民課長 佐藤 学 君  
保健福祉課長 鈴木 茂徳 君  
生活福祉課長兼福祉事務所長  
平塚 浩一 君  
消防長 石黒 友幹 君  
消防次長 千葉 恭久 君

◎教育委員会教育長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育課長 堀 靖樹 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 芝木 誠二 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 中川 雅俊 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 佐藤 浩一 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 佐藤 浩一 君

書記 山下 倫弘 君

書記 相澤 由貴 君

---

●議長 大山修二君 日程に入ります前に、案件の追加と、その取扱いについて、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

君島委員長。

●君島孝夫君(登壇) 追加案件の提出に関わり、その取扱い等について協議のため、さきに議会運営委員会を開催しておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

追加提出されることになりました案件は、議案第5号ないし、議案第10号の各会計補正予算及び関連議案2件、議案第13号ないし議案第17号の定年延長関連議案5件でありまして、これらの案件の取扱いにつきましては、本日の本会議に上程し、即決することとしたところであります。

その結果、本定例市議会における付議案件数は、議案17件、諮問1件、報告2件の合わせて20件となるものであります。

以上で、報告を終わります。

●議長 大山修二君 ただいまの報告のとおり取り扱うことと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように取り扱って参ります。

---

●議長 大山修二君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、日程に従って会議を進行いたします。

---

●議長 大山修二君 日程第1、一般質問を行います。一般質問の通告は、2名の6件であります。

質問の順序は、熊谷議員、今川議員であります。

それでは、熊谷議員の質問を許します。

●熊谷桂子君（登壇） 日本共産党の熊谷桂子です。

通告に従い、一般質問を行います。まず1件目に、公営住宅の入居対象者の拡大について、伺います。

1点目に、道営住宅についてですが、これまで入居の条件は所定の収入を超えないことと、同居親族がいるのが原則ですが、60歳以上や障害のある人などは収入要件を満たせば、単身でも入居できますが、しかし、それ以外の同性カップルや単身の外国人、児童養護施設退所者は、これまで入居できない、そういう決まりでした。

9月14日付の北海道新聞におきまして、道営住宅の入居対象者について、拡大する旨の記事が掲載されました。道は、2023年度から同性カップルや単身の外国人、児童養護施設退所者などが収入要件を満たせば入居できるよう、要件を見直す方針を固めたことが報道されました。公営住宅は、低所得者らに住居を提供する役割があり、入居者の多様化や困窮者への対策、拡充につなげる狙いだと報じられています。

この背景には、同性カップルについては自治体が婚姻相当と公的に認めるパートナーシップ制度の導入に伴い、札幌や北見など、4市で市営住宅に入居できるようになり、県単位でも同様の動きがあること。また児童養護施設退所者も東京都足立区、世田谷区が一部の住宅で受け入れるなど、見直しが少しずつ広がっていることなどが指摘されています。

道によりますと、社会的な理解が進んでいないことや、経済的な不安があることから、民間の賃貸物件の契約が難しいケースがあるためとされています。このほか、道ではUIJターン希望者などを要件見直しに加えることも検討しており、10月末までに規定を改正する見通しで、23年4月の入居への適用を目指すとしながらも、道によりますと、道営住宅は市営、町営住宅の補完的な役割と位置づけられており、実際に運用を見直すかどうかは立地、市、まちの意向によるということで、道住宅課では市、まちの住

宅施策と連携し、実情に応じ、活用してもらおうと見直しに協力を求める考えとの報道でした。そこで、夕張市内の道営住宅の入居対象者拡大について、市としてどのように対処される予定なのか、伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の道営住宅の入居対象拡大に関するご質問にお答えをいたします。

現在、夕張市内にある道営住宅につきましては、北海道から指定管理者として夕張市が管理運営しているところでございます。ご質問の道営住宅の入居対象拡大する場合は、市営住宅の入居要件の拡大を決定した後、北海道に要請等を行い、取扱いが決定するものでございます。市といたしましては、今後市民ニーズ等を踏まえまして、入居対象拡大の必要性について、慎重に考えていく必要があるものと思慮するところでございます。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。熊谷議員。

●熊谷桂子君 道営住宅は3月末現在で振興局所在地など、52市町に2万1,850戸あるそうですが、夕張市内には何戸の道営住宅があり、そのうち空き家の状況は、どの程度なのか伺います。

●議長 大山修二君 暫時、休憩いたします。

---

午前10時39分 休憩

午前10時40分 再開

---

●議長 大山修二君 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

押野見課長。

●建設課長 押野見正浩君 熊谷議員のご質問にお答えいたします。

現在、夕張市で道営住宅を管理している戸数は145戸で、入居個数が124戸。以上でございます。

●議長 熊谷議員。

●熊谷桂子君 答弁ありがとうございます。道営住宅では市内145戸があり、現在空き室が24戸とい

う答弁でした。入居対象者が拡大になることについて、今後、道の方針として入居対象者が拡大になるというふうにしていけば、人口増にもつながると思いますが、先ほど市長の答弁の中で、今後パートナーシップ制度を市として云々みたいな話があったのですが、その辺をもう少し詳しく教えていただけますか。ちょっとよく理解ができなかったもので、よろしくをお願いします。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の再質問にお答えいたします。

今般、ご質問いただいております公営住宅の入居対象拡大、その中で先ほど道営住宅の入居に関する答弁をさせていただいたところでございますが、その市の考え方といたしまして、今後、市民ニーズ等を踏まえ、入居対象拡大の必要性について慎重に考えていく必要があると、そのようにお答えをしたところでございます。

この示す意味でございますけれども、この質問の根っこにあります、いわゆる多様性に対して、市がどのような施策を打って、受入体制をつくろう、あるいはそういう議論をしていこうということを問われているというふうに思うのですが、私といたしましては、この多様性というものについては認めつつ、一方では現在の市の条例というものがございますので、今、全道、あるいは全国状況を注視しながら、市内の状況も逐次把握をする中で、その必要性があるかどうかという検討を進められる体制は常に持ち得たいと。その上で、時機に応じて判断することが可能になってくるのではないだろうか、そのように考えているということでございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 市長のお考えは分かりました。今の市長のご答弁の中にも、ほかの市町村の状況も見つつというお話がありましたけれども、市民の多くの方たちは空いている、そういう公営の住宅に、ぜひ人を入れて市民の数が増えるように、住民が増え

るように、多くの方が望んでいるというふうに思います。そういう意味で、もし決まりましたら、ふだんですと広報とかホームページなどに掲載するところで終わるかと思うのですが、もし対象者が拡大するという状況になりましたときには、ポスターなどを作って、コンビニとか郵便局などに貼り出すなどして、多くの方の目に留まって人口の増加につながるような施策を取っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の再質問にお答えをいたします。

私ども市といたしましては、やはり市民の皆さんに正しい理解をしていただく、それを広めるということが、まず一番大事だというふうに思っておりますので、ただいまいただいた内容も含めて、今後の検討の中で検討をさせていただきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 それでは、次の質問に移ります。

今は道営住宅について伺ったわけですが、2点目の質問として市営住宅の入居者拡大ということで、同じような答弁になるかとは思いますが、これまでは道営住宅についての質問でしたので、次は市営住宅について伺います。

1点目の質問で述べましたように、道営住宅は同性カップルや単身の外国人、児童養護施設退所者、UIJターンの希望者など、入居対象者として拡大し、4月から実施を決めたわけですが、この道営住宅の入居対象者拡大を受けて、市営住宅も同じように入居要件の見直しをすることによって、性的マイノリティの方たちの人権擁護の取組にもなり、市の人口増加にもつながるのではないかと考えますが、市長のご所見を伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の市営住宅の入居

対象拡大に関するご質問にお答えいたします。

市営住宅に入居する場合がございますが、夕張市営住宅条例第5条、ここでは入居者の資格を定めてございます。その要件を満たしている場合、入居することができるものでございます。

熊谷議員からご質問のございました単身の外国人、児童養護施設退所者は、共に条例の要件を満たしていれば入居は可能でございます。しかしながら、同性カップルの入居につきましては、条例上、親族であることが要件となっておりますので、入居はできません。同性カップルの入居につきましては、令和4年第2回定例市議会において熊谷議員からご質問をいただき、そのご質問に対し、答弁申し上げたとおりでございますが、今の夕張市の市民ニーズでありますとか、先行事例であります4市及び他市町村の状況、これを注視をさせていただき、パートナーシップ制度等の導入の必要性について、市全体の方針として慎重に考えたのちに決定すべきものと、そのように考えております。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 市長から今、答弁がありました。他市町の様子も見つつ市民ニーズもということで、慎重に見極めるというお話だったかというふうに思います。前回のパートナーシップ制度のことでも質問をさせていただきましたけれども、これは人権についての問題だというふうに思います。そして、この制度を公にすることで今、この制度を取った地域の性的マイノリティの方たちがどれだけ肩身が広く、安心して暮らしているのか、そういうことに思いを致すべきではないかと思えます。

夕張市にとって人口増というのは本当に喫緊の課題です。市内の中でも同性カップルで住みたい方もいらっしゃるかもしれません。けれども、市が公的にそういうことを認めていないのであれば、わざわざ手を挙げてそういうことを求めるということについて躊躇する方もいらっしゃる可能性があります。

そして、市内で働こうとしている方たちについても、そういうことが堂々と認められている地域に住んで、職を求めようと思う方がいらっしゃるのではないのでしょうか。そういったことも、ぜひこれからお考えいただいて、今後の方針を決めていただきたいというふうに思います。

続きまして、2件目に移ります。女性にやさしいまちづくりについて、伺います。

近年、生理の貧困という言葉をよく耳にするようになりました。女性の生理は、私たち人間が生まれてくるための身体的機能としての大切な生理現象であるにもかかわらず、月に1,000円程度の生理用品を経済的理由で満足に使えない、生理の貧困が若年層を含む、多くの女性の間確実に広がっています。

経済的理由により、生理用品を購入できない人に学校や公共施設でナプキンを無償配布するといった支援を行う都道府県や市区町村が715あることが内閣府の調査で分かり、10月18日に発表されました。昨年、前回調査、581自治体に比べて増加し、全自治体の4割に上っています。昨年、前回調査は防災用備品を配布に回すケースが多く見られましたが、今回の調査では生理の貧困対策を目的に予算を確保する自治体が増えているのが特徴です。具体的な方法を見ますと、カードを用いて受け取りたいとの意思を公共施設の窓口を示し受け取る例や、学校のトイレや公共施設内に生理用品を置いて、人目を気にせず利用できるようにする例が挙げられています。内閣府の担当者は、実際に困っている人が存在し、行政の支援が求められていることが共通認識として広まってきていると分析しています。

そこで、まず1点目に生理用品の無償配布について伺います。厚労省の調査は、2月にインターネットで実施し、18から49歳の3,000人から回答を得ました。生理用品の購入や入手に苦労したことがあるとの答えは8.1%、浮かび上がったのは年代別で10代が12.9%、20代が12.7%、世代別収入別では年収100万円未満が16.8%、無収入が13.2%と割合が高かったことです。これらの層では、10人に1人

以上が生理の貧困に陥っていることとなります。生理用品の購入が困難な理由としては、自分の収入が少ないが最も多く、自分のために使えるお金が少ないが続いています。生理期間中、学校や会社を休んだり、重要な行事の参加を見合わせたりする女性もいるのが実情で、社会生活への影響が懸念されています。生理の貧困を構成する要素は、大きく三つあるとされ、三つの貧困が挙げられます。

一つ目は文字どおり、経済的貧困です。経済的な問題で生理用品を買えない最大の要素で、高校生以上の学生の5人に1人が生理用品を入手できない状態にあるという報告が寄せられています。

二つ目は、知識の貧困です。生理についての知識や教育が親などから十分に施されていない、初潮が分からず親に言えない、適切な手当てができない状態です。

三つ目が、家族関係の貧困です。父子家庭で父親に生理がきたことを言えなかったり、生理用品を買ってと言いつらい、さらに生理痛を訴えても、生理は痛いものだから我慢しろなどと、生理の辛さを親に頼れない状態。

このように生理の貧困は教育や家庭環境など、社会が抱える様々な問題と密接につながっています。生理用品を支援した上で、親族からネグレクトを受けていないか、配偶者による家庭内暴力はないかなどを把握することが重要といわれています。

誰もが安心して住み続けられるまち、夕張にしていくために、本市でもぜひ生理用品の無償配布に取り組みながら、生理の貧困に直面している女性たちに様々な支援の手を差し伸べていただきたいと思いますが、市長のご所見を伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の生理用品の無償配布に関するご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、国が公表いたしました生理の貧困に関する調査結果によりますと、先ほどございましたけれども、生理用品の購入に苦労している女性の割合が約1割に達していること。また、生理用品の無償

配布などの取組を実施している市町村が全国で約4割に達しているものの、道内では約1割にとどまっている、このようなことが明らかになっております。一方、世界では英国スコットランドが地方公共団体や教育機関に対し、生理用品の無償提供を義務づける、世界初の法律が施行され、世界的に広がりを見せております。道議会におきましても生理の貧困の質疑が行われ、鈴木知事は問題を抱えるケースの相談に応じながら、継続的な支援へつなげることが重要であると答弁をされていると承知をしております。

本市における女性からの生活困窮に関する相談の実態でございますけれども、相談全体の58%となっていることから、今後も生活の困り事や不安の相談窓口となっております生活困窮者自立支援事業を通じまして、女性が抱える様々な課題の把握に努め、生活に寄り添いながら適切な支援につなげて参ります。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 市長の答弁は分かりました。今現在、生活困窮者自立支援について、手厚く市のほうでは対処していらっしゃるということを担当者からも聞いていたところです。そういう答弁でありましたけれども、昨年、多くの自治体が行ったように防災備品の入替えの時期というのがあると思います。その保管期間を過ぎた備品にしてあった生理用ナプキンですが、それをぜひ希望者に配布していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の再質問にお答えをいたします。

防災備蓄品につきましては、災害対策基本法及び夕張市防災計画の定めるところによりまして、災害復旧に必要な数量を確保されることとされ、本市におきましても現状で約700個の生理用品を確保してございます。

なお、本年7月に内閣府が公表した生理の貧困に

かかる地方公共団体の取組の調査結果によりますと、防災備蓄品を調達元とした生理用品の無償提供、これを実施しておりますのは、北海道内179市町村のうち、6市町、3.3%にとどまっております。今後は他市町村の動向を把握するとともに、防災備蓄品の有効活用についての検討をして参りたいと考えております。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 確かに今、市長の答弁にもありましたように、道内では非常にまだ生理に対する認識が行き渡ってなくて、非常に対策が遅れている、そういう状況だということは内閣府の調査でもよく分かっているところです。ほかのまちを見比べながら市の出方を決めるのではなくて、やはりこのまちを選んでもらうために、夕張に住もうと思ってもらう若い方たちを、ぜひ夕張に誘致するためにも今後を考えていただきたいと思っております。

昨年、多くの自治体が実際に保管期間を過ぎた生理用ナプキンの配布をしたのですが、居住地の自治体で支援策が実施されているかどうかを若い女性たちに聞いたところ、ほぼ半数が分からないという答えだったそうです。このように情報にアクセスできない人たちがおりまして、関係機関には支援内容の周知徹底や工夫が求められています。

また、調査では自治体の無料配布があっても利用しない、その理由に、申し出るのが恥ずかしいなどが挙げられています。このように、昔ながらの生理タブー視は今でも根強く、悩みを持った女性が声を上げづらい状況があります。ジェンダー問題の専門家からは日本では生理は恥ずべきものという印象を植え付けられ、適切な支援や公での議論が阻害されてきた。女性全体の問題にもかかわらず、個人の体の問題として自己責任化されていると指摘されています。そういったことを解決するために、空知管内で無償配布を実施している芦別や岩見沢では、専用のカードを作り、スマホで提示するなどの工夫がさ

れています。

市長の答弁では、これからほかのまちを見ながら検討されるという、そういうご答弁だったかと思いますが、実施される際には広報はもちろんですが、保育園や学校を通じて、また職場やコンビニ、郵便局にポスターを貼るなどして、最大限の周知徹底をし、QRコードなども活用するなどして、受け取る際に女性たちが無用な、恥ずかしい、そういった思いをしなくて済むように配慮をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の再質問にお答えをいたします。

ただいまいただきました再質問の中で、先ほど私のほうから答弁した中で、生活困窮者の自立支援事業につきましては、相談全体の5割を超えて女性の方が相談されているというお話をさせていただいたところでございます。やはり、これは自立支援事業だけで、この課題を把握するというだけではなくて、担当課も含め、そして今後そうした生理用品の配布についての研究を進める中で、必要な措置については講じられるように考えていくというふうに思っております。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

1点目のまとめと同時に、2点目の説明にも関わってきますけれども、生理の貧困の根源は、今人権問題であるという認識が広まってきています。子どもを出産する身体機能を持つ女性が、衛生的に生活できる環境の確保をすることは、守られるべき基本的人権の一つであるという認識です。

先ほど市長からスコットランドの状況もお話がありました。今回の内閣府の調査結果について、生理用品を買えない人がこれほどいるということは、経済的な困窮の背景には女性の就労をめぐる課題があ

ります。日本の女性の平均賃金は男性の75%で、男女間の格差は先進7か国、G7で最大です。女性の比率が高い非正規雇用者がコロナ禍で厳しい状況に置かれる中で、具体的な取組は乏しいのが現状であり、困窮する若年女性への対策が非常に不十分ということだと考えます。

初潮から閉経までの平均約35年、月経のある女性が避けては通れない、ほぼ毎月の生理との付き合いですが、生理用品にかかる費用は生涯で50万円以上との試算がされています。このように生理の貧困対策は女性の優遇ではなく、生理のある人が毎月苦しんでいることに対する是正までもいきつかず、ほんの僅かな支援でしかありません。また生理の貧困問題はきっかけにすぎず、女性は初めての月経から更年期障害に至るまで、男性では起こらない心身の様々な問題があるため、女性の不快や苦痛を社会全体でケアする体制づくりが必要なのは当然のことです。

女性の体に起きる生理は、私たち人間がこの世に生まれてくるための身体的な準備をする大切な生理現象でもあるにもかかわらず、個人の体の問題として自己責任化されているのが現状の問題点です。先ほど市長のお話がありましたとおり、今やほかの先進国では生理の貧困から生理の尊厳、または生理の公平という表現に変わりつつあるということをも日本社会全体で再認識する必要があるのではないのでしょうか。市としても政府に対して恒常的な必要経費として算定加算するよう、要望を強めていただきたいと思います。

それでは、2点目の質問に移ります。2点目に、学校における女子児童生徒への配慮について、伺います。これまで、全国のほとんどの小中学校では、保健室に予備の生理用ナプキンが常備されており、必要な児童生徒は保健室に取りに行くようにとの指導がされてきました。しかし、今現在、トイレにはトイレットペーパーのように生理用品の常備の運動が全国で広がり、多くの自治体で実現してきています。児童生徒へのアンケート結果でも、トイレの個室に置いてほしいという声や、保健室に取りに行きにく

いなど、トイレ個室に常備してほしいという声が多くを占めています。

子どもたちの場合は、経済的理由とともに生理への対応に慣れておらず、戸惑いや不安もあり、入手できないケースも少なくありません。また初潮が分からず、親に言えない、父子家庭で父親に買ってと言いつらい、教育や家庭など、社会が抱える様々な問題と密接につながっています。

市内の保護者からも今の時代、生理用品はトイレに置いてもらいたいよね、子どもの数も少ないのだしという声や、市内の中学生の生の声として、いよいよ忘れたときに保健室に行くより、友達との貸し借りが多い。

また、返すのを忘れることもあったり、ナプキンの品質によって値段も違ったりするので、友達同士のわだかまりになったりもするという声や、全国的にも保健室に取りに行くことも度重なると、友達から家庭が貧困と見られるのがつらいという声が多く上がっています。

これに対して東京都では、いち早く都立の学校全ての女子トイレや多目的トイレに生理用ナプキンを置くようになり、ご入用の方、ご自由にお持ちくださいとの貼り紙をつけたボックスに生理用ナプキンが入られています。その結果として、保健室に置いていたときと比べて160倍の利用率になったそうです。

都立新宿高校の男性の校長先生がインタビューに答えて、トイレットペーパーに置き換えて想像してみてください。トイレで大便をしたときに、トイレットペーパーが個室になければ困るでしょう。それと同じように考えればいいだけですと指摘されています。

このように本来は学校の日常的な経費として、国から地方自治体への交付税の算定根拠に加算されるべきものと考えますが、国の政策実現までの間、子育て世代や女性に優しい、人権を尊重するまちとしての政策として、ぜひ実施していただきたいと思います。既に内閣府の地域女性活躍推進交付金が生理



用品の学校常備を対象としており、ほかにも地域子供未来応援交付金や、地域創生未来交付金なども活用して、地域や学校の子どもの居場所での生理用品の常備を進めているケースもあります。

ぜひ市内の学校において、トイレに生理用ナプキンを常備していただきたいと思いますが、教育長のご所見を伺います。

●議長 大山修二君 小林教育長。

●教育長 小林広明君 ただいまの熊谷議員の小中学校の女子トイレに生理用品の設置に対するご質問にお答えいたします。

議員が今お話ししていただきましたように、現在、本市における小中学校におきましては、養護教諭等が生理用品の管理を行いながら、児童生徒への見守りや声かけを行いまして、必要に応じて生理用品などの提供の支援を行っているという状況でございます。

その上でですが、今後につきましては、これは小学校児童、中学校生徒が対象になりますので、管理面ですとか指導面などの課題がありますので、女子児童生徒が安心して通学できる教育環境、これの整備について、学校現場との協議をしっかりと深めながら、考えていきたいというふうに思います。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 今、教育長から学校現場との協議を深めていきたいというお話でした。市内には幸福の黄色いハンカチ基金があり、昨年の資料によりますと子どもたちの健全な育成に関する事業には、全国から1億2,000万円近くが寄せられています。生理の貧困は虐待やネグレクトが背景にあることも少なくなく、保護者に連絡されるのを恐れて、保健室に生理用品を取りに行けない子どももいるということも明らかになっています。そういった子どもたちへの積極的な支援となる取組だと考えます。

また、これまでは女性全体の問題にもかかわらず、生理は恥ずべきもの、隠すものという印象を植え付けられ、適切な支援や公での議論が阻害されてきた

経緯があります。ようやくジェンダー平等が叫ばれるようになった今、さらに生理中でも誰もが安心して学校で過ごせる権利は、人権と社会の問題との認識が必要だと考えます。様々な財源を使って、教育現場の皆さんとも協議の上、ぜひ実現させていただきたいというふうに思います。

そして、さらに学校現場にお願いしたいのは、男女を問わずに、生理のリアルを伝えることです。東日本大震災や熊本地震の避難所における生理用品のめぐるトラブルについて書かれたものをご紹介します。避難所で救援物資を配布する際、女性1人当たり1個ずつナプキンを配ったり、生理用品は性的なもの、はしたないとして配布をやめたりした男性がいたという事実です。男性の月経に関する知識不足や偏見、そして当事者である女性に相談しないといったコミュニケーションの不足があるように思われます。

現在においても、義務教育期間中に授業で月経について触れるのは小学校4年生の保健体育の一、二時限、中学生の保健体育の一、二時限程度しかありません。教科書は月経が起きる仕組みに偏重した記載になっており、月経の実情、持続日数や出血量など、月経中や月経前の体の変化、ケアの仕方はあまり載っておらず、生理のリアルが子どもの性別にかかわらず、伝わりにくいのが実情です。

ある公立小学校からの依頼で、男子生徒向けの生理教育の授業を行った医師ご夫妻の授業では、生理にはおなかが痛くなるなど、困り事も多く存在する。だから君たちが生理について知ることで、家族や友達、パートナーなど、周りにいる人のサポートができるかもしれないと語ったそうです。そして、さらに子どもたちに伝えたかったのは、月経は体に起こる当たり前の現象であること。生理用品は生活必需品であること。そして、分からないことは当事者と適切なコミュニケーションを取って相談することが必要だということです。これらを男性が身につけることで、先ほどの震災時の避難所のような事態の再発は防げ、日常生活でも月経に関する配慮ができる

ようになるのではないかとおっしゃっています。

このお医者さんご夫妻のお話について、教育長はどのようにお考えでしょうか。

●議長 大山修二君 小林教育長。

●教育長 小林広明君 ただいまの熊谷議員の再質問にお答えいたします。

学校教育現場におきましては、ただいま熊谷議員から説明がありましたけれども、小学校及び中学校の保健体育の中で、保健分野の中で定められた時間の下、指導されているわけですが、ご承知のとおり小中学校の教育に関わっては年間を通して授業実数が決まっており、今、熊谷議員がおっしゃられたような中身の指導にとどまっているという現状があります。

先ほど、学校現場としっかり協議を深めという話をしましたが、そういった子どもたちの教育に関わっては、実態をしっかりと把握しながら、今の子どもたちにとって、どんな指導が必要なのか。あるいは、これからの時代、そういったような問題についてしっかり考えさせる時間を確保しなければならないという部分はありますので、もちろんただいま熊谷議員にご説明いただきましたお医者さんのお話につきましては、本当にもっともだなというふうに私は考えておりますけれども、繰り返しますが、いろいろ教育現場の中で指導しなければならないこと、大切なことを含めて学校現場としっかり協議をしながら、子どもたちの指導にあたって参りたいなというふうに思います。

以上です。

●議長 大山修二君 再質問ありますか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 今、教育長からるご答弁がありまして、ほっとしているところです。

テレビの情報番組の中でも、女子生徒が初潮を迎えて直面する身体の変化や、それに伴う毎月の数日間の手当て、個人差の大きい腹痛や倦怠感、生理休暇の必要性などを学校の授業で知り、初めて女性の大変さが分かったと男子生徒が答えていました。男

女がお互いを尊重し合いながら、成長し、社会人になり、親世代へと成長していくことでジェンダー平等意識、本来の人権感覚が養われていくのではないのでしょうか。子どもたちには男女を問わず、性教育とともに生理の教育が不可欠です。ぜひ、よろしくお願いたします。

次、3件目の質問に移ります。子育て世代への取組について、伺います。昨夜、市のホームページの借金時計をチェックしましたところ、再生振替特例債償還終了年月は2027年3月、あと1,574日ですと表示されておりました。また、昨日17時10分の道新電子版のニュースでは、厚谷市長が来年4月の市長選挙に再選を目指して立候補を表明されたことが報道されておりました。厚谷市長が再選を果たし、次期任期の4年間で満了する1か月前には、再生振替特例債の償還が終わる計算になります。そして、また財政再生計画書には、財政再建期間を含めると、20年を超える、超長期の財政再生計画期間の後半を今後迎えていくに当たり、計画期間が終了した後も。

●議長 熊谷議員に申し上げます。質問は簡潔にお願いいたします。

●熊谷桂子君 はい。

した後も、本市が持続的に存立発展していけるよう、計画期間終了後を見据えた取組も行っていく必要がある。具体的には、若者の定住と子育て支援に関する事項云々と続くわけですが、本市が持続的に存立発展していくための具体的な取組として、若者の定住と子育て支援に関する事項が一番最初に出てくるわけです。

現在の市内の雇用の状況を見ますと、10月にはマルハニチロの工場跡にチョコレート会社が操業を開始し、従業員は当初40人でスタート、地元夕張市内の方を積極的に採用し、将来的には100人程度の雇用を確保する予定と発表されています。そこで、まず考えるべきことは、この後、採用される予定の60人の方たちが夕張市内に住むことを選択されるのか。それとも、周辺のまちに住んで、通勤することを選択されるのかについて、これから市長が積極的な政

策を展開できるかどうか問われることになり、責任は非常に重大です。

子育て世代の方たちに希望が持てるまち、住み続けようと思えるまちと感じてもらえる具体策として、これまでの政策にプラスして、小中学校の給食費の無償化、さらに高校卒業までの医療費の無料化をぜひ実現して、若い世代の方たちにこれから夕張は住みやすいまちになっていくのだと、期待を持っていただくことが本当に重要だと考えます。市の人口激減を抑えるためにも、夕張高校存続のために高校魅力化や公設塾の設置など、様々な努力をしてきたわけですが、今後夕張市に住む子育て世代が増えるかどうかは、夕張高校の存続問題にも関わる最重要課題ではないでしょうか。

2点目の質問でも申し上げましたが、昨年の資料によりますと、幸福の黄色いハンカチ基金の子どもたちの健全な育成に関する事業には、全国から1億2,000万円近くが寄せられています。

●議長 熊谷議員に再度申し上げます。質問は簡潔にお願いいたします。

●熊谷桂子君 分かりました。

コロナ禍で物価が高騰している中で給食費の値上げ分だけを市が補填するのではなく、子育て支援策、若者定住策として、ぜひ給食費の無償化、そして近隣市町村でも始まっている、高校卒業までの医療費の無償化に積極的に取り組んでいただき、これから4か月後の選挙戦には明確に政策に掲げていただきたいと思えます。市長のご所見を伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 ただいまの熊谷議員の子育て世代が、若い人たちが希望の持てるまち、住み続けようと思えるまちと感じてもらえるように、子育て世代向けの政策として給食費の無料化や高校卒業まで医療費無料化の実施についてのご質問がございました。この点について、お答えをいたします。

まず、高校卒業まで医療費無料化につきましては、今後も子育て政策全体の中で検討していくべきものと考えております。なお、給食費の無料化につつま

しては教育長より答弁をいたします。

●議長 大山修二君 小林教育長。

●教育長 小林広明君 熊谷議員のご質問にお答えいたします。

ただいま市長が答弁いたしましたが、給食費の無料化につきましても子育て政策全体の中で検討していくべきものというふうに考えております。

以上です。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 今、市長と教育長から子育て政策全体の中で考えていく、検討していくというご答弁がありました。給食費の無償化と高校卒業までの医療費無償化を実施するには、どの程度の予算が必要なのか、伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 熊谷議員の再質問に、まず私のほうから医療費の無料化を高校卒業まで実施した場合の予算について、お答えをいたします。

令和3年度、中学生の医療費を参考に算出をいたしましたところ、年間約150万円程度必要となる、そのように見込んでございます。

以上でございます。

●議長 大山修二君 小林教育長。

●教育長 小林広明君 ただいまの熊谷議員の再質問におきます、給食費の無料化を実施した場合の必要予算に関する再質問にお答えいたします。仮に、今年度の児童生徒数から、その食数から試算いたしますと、年間を通しまして約1,330万円ほどという見込みになります。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 ただいま医療費、高校生の無料化を予測すると150万円程度、給食費は無償化すると1,330万円程度ではないかというご答弁がありました。これまでの政策に加えて、全部で1,500万円ぐらいのものでしょうか、その程度の予算で他市町村と差別化を図り、若者や子育て世代が夕張を選んで

定住してくれるとすれば、願ってもないことであり、多くの市民が支持してくれることと思います。

市内の雇用先は、先ほど例に挙げたチョコレート会社だけではなく、新型コロナが収束すれば観光客も戻り、ホテルの稼働も見込めることと思います。今年11月11日からは政府の観光復興策、全国旅行支援が開始されました。旅行関係者によると予約状況はおおむね好調、一部ではコロナ前の水準に戻っているとの声も聞かれます。

さらに従来から市内の高齢者施設でも人手不足が続いています。このように市内での雇用は製造業や観光業などの復活も見込まれていますが、雇用が増えたとしても夕張市が働く人にとって住みたいまちにならなければ、近隣の住みたいまちに住んで、夕張へは通勤するだけで人口増にはならず、減少の一途になるだけです。内閣府の調査でも地方の市町村において、人口が増加したのは良好で安定的な雇用環境の下、住環境の整備や子育て支援等の取組が進められることで、人口の流入、定着が見られ、若い子育て世代の人口構成の割合が高まり、出生率が高まっていることが要因となっています。

この住環境整備や子育て支援などの取組、これは今回の質問の3件の内容そのものです。住環境整備では、道営住宅に比べて市営住宅の入居対象者の拡大を、そして子育て支援の一環として学校トイレへの生理用ナプキンの設置、給食費の無償化や、高校卒業までの医療費の無償化など、どれを取っても大がかりな予算を必要とするものではありません。若者や子育て世代に寄り添った政策が魅力あるまちづくりにつながります。今後の厚谷市長の政策に大きな期待とエールを送りまして、質問を終わります。

●議長 大山修二君 以上で熊谷議員の質問を終わります。

次に、今川議員の質問を許します。

今川議員。

●今川和哉君（登壇） 今川和哉です。

私からは通告のとおり、全3件について一般質問を行います。

最初の1件目として、コンパクトシティについて2点お聞きいたします。

まず1点目、居住の誘導について。市内の地域再編地区から拠点地区への誘導に対する取組の状況とそれら現在までの成果について質問いたします。夕張市の都市計画においては、従前より幹線道路沿いから離れた地域の人口が減少していくと想定し、立地適正化計画により、地域再編地区と居住誘導地区を設定して、市街地のコンパクト化を図り、市営住宅の建て替え等の施策とともに、生活利便性が高い幹線沿いの市街地へ住み替えを誘導することが進められてきました。

夕張市は、かつて炭鉱の開発を進めるために、山間部を切り開いて市街地が形成されてきたという歴史的背景もあり、広い行政範囲の中に集落、住居が点在することで、市が管理する水道、道路、橋、除排雪作業といったコストが高く、非効率であるという事情があります。こういったインフラ維持コストの負担増は、人口減少と少子高齢化がさらに進むことで改善されるようなものではなく、今後はさらなる悪化が見込まれると考えます。インフラ維持コストを減らす政策を積極的に行っていかなければ、さらに人口や税収が減ることで、市民が負担するコストは、より大きくなっていってしまうでしょう。

地域再編地区については、今後も引き続き居住誘導を行っていくものと考えますが、現在、夕張市ではどのような取組を行い、どういった政策によって居住を誘導しているのか、移転を促すための施策の効果と状況について、お伺いいたします。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員のコンパクトシティにかかる居住の誘導についてのご質問にお答えいたします。

夕張市まちづくりマスタープランでは、市内4地区を地域再編地区と位置づけ、現在の居住者が安心して暮らし続けることができる住環境の維持確保を図ることとしております。令和3年度に策定いたしましたコンパクトシティ構想の検討時にヒアリング

及びアンケートを行ったところ、高齢者が多く、町内会運営が困難である。交通手段等の生活サービス水準低下が不安ではあるが、今の地区で生活を続けたいというご意見を数多くいただいたところでございます。このことから、積極的な移転誘導は居住者の負担を招くばかりか、市外への転出を加速させるおそれがありますことから、現在の居住地区での生活が継続できるよう、生活不安の解消とともにサービス水準の低下を防止し、居住環境の維持を基本といたしまして、取り組んでおります。

一方で、居住環境が整えば、市内転居も検討したいというご意向もあり、市内移転の相談があった場合には拠点地区への誘導も行ってございますが、居住の受皿となる住宅も不足していることから、拠点地区への誘導に資するような居住の確保、整備により、可能な限り夕張に住み続けられる取組を進め、人口流出、減少の抑制を図っていくところでございます。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。  
今川議員。

●今川和哉君 答弁の中でヒアリングやアンケートを地区で行ったところ、今の地区で生活を続けたいとの声が多くあったとのことですが、例えば、1世帯だけが住んでいる場所のインフラ維持に、年に100万円かかる地域があったとします。この1世帯がどうしても住み続けたいという思いがある場合は、どうしようもないかと思うのですが、この住んでいる理由、先ほど言った今の地区で生活を続けたいという理由が引っ越しの予算であったり、住み替え先がないといった場合であれば、市でもできることがあるのではないかと考えるところです。こういった住民との対話の中で、今の場所で住み続けたい理由や住んでいる事情の聞き取りと、住み替えの支援策、こちらが主として提示できる支援策の両方が必要であるのかなと思われまます。

例えば、より中心部への移住にインセンティブを与えることや、居住先の受皿を、もっと具体的に用

意していく、こういった積極的な居住誘導を行い、同時にインフラの管理費を抑制していく具体的、かつケースごと柔軟に対応できるような居住誘導策をもって話合いに臨むことが必要ではないかと考えますが、市長の考えを伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員の再質問にお答えいたします。

ただいまいただいたご質問の中で、例えば、居住者が一人でもいる以上、市としてはインフラの維持管理を行わなければならないというのは、ご指摘のとおりでございます。その中で、例を挙げますと、例えば、いろいろインセンティブをつける中におきましても、住民の方のご意向が、それぞれのお考えがあるということも現実的にございます。そういったところも踏まえながら、今後居住者の皆様に対する移転誘導でありますとか、支援等につきましては、先ほどもご答弁させていただいたところでございますが、今後も市政懇談会等で、まずは市民の皆さんの声をしっかり聞くというところから進めていくことになる、そのように考えております。

一方、今川議員からの再質問の中にごございました、そうした、いわゆる移転誘導の検討、研究を市が進めていく中におきまして、例えば、それが市の財政負担につながる。そういった居住者の移転希望、こういった協力がある場合について、これを想定した枠組みの検討というものは進めていく必要があると、そのように考えております。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。  
今川議員。

●今川和哉君 市のインフラ維持費の観点からの施策も考えていきたいとの答弁だと思いますが、そのような形で、プランを作っていただければ、非常にありがたいことだなと思います。

では、次に、生活利便性の高い拠点の形成についての質問に入ります。夕張市では、都市再生特別措置法に基づき、夕張市立地適正化計画を策定し、市

内に居住誘導区域と都市機能誘導区域、それ以外の地域を定めているところです。11月25日の行政常任委員会においても、市役所庁舎の移転先が南清水沢地区となる見込みであるとの報告もありましたが、都市機能の集積、拠点地区の形成と言えるためには、庁舎や「りすた」のような行政的な機能だけでなく、店舗や飲食店、働く場所など、民間の商業的機能が欠かせないもので、そのためには積極的な市の動きが重要だと考えます。

生活利便性の高い拠点として、民間商業機能を含めた都市機能を誘導するために、どういった政策を行い、都市機能誘導区域の形成において、どのような効果があったか。居住誘導区域と都市機能誘導区域、これらの区域を定めている意味と実質的な区域ごとの違いを含めてお伺いいたします。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員の生活利便性の高い拠点の形成についてのご質問にお答えいたします。令和3年度に策定いたしました夕張市立地適正化計画では、夕張市まちづくりマスタープランで定める2骨格軸、3拠点の将来都市構造の実現に向けて、医療、福祉、商業等の都市機能の集約を図る区域として、若菜、清水沢、紅葉山にそれぞれ都市機能誘導区域を設定いたしました。また、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域として、若菜、清水沢、沼ノ沢、紅葉山に居住誘導区域を設定したところでございます。

これらの区域の設定により、本市が今後行う都市づくりの方向性について、市内外に示したところでございます。

拠点の形成に当たりましては、今年度から清水沢地区における新庁舎の整備に関する本格的な検討を開始し、拠点複合施設「りすた」も含めた周辺でのにぎわいに資する公園の在り方等についても、検討を始めたところでございます。

現在、目に見えた効果は現れてございませんが、市庁舎の清水沢地区への移転改築を示した。このことは、本市の都市づくりにおいて、極めて重要と考

えております。

現在建設中の市立診療所を中核とする医療、福祉の若菜地区、「りすた」、こども園及び今後庁舎整備を行い、都市機能の集積を図る清水沢地区、JR、高速道路、道の駅等により、地域産業や観光等を支える紅葉山地区、以上3地区の市の方針を明確に示し、魅力的な拠点を形成するため、公共、民間機能の強化、誘導を図るところでございます。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

今川議員。

●今川和哉君 答弁の中の、特に都市機能誘導区域について再質問いたします。こちらは、中心的には方向性を示したというもので、この区域内に建物を建てる時に、何か民間事業者に恩恵があるわけではないとの理解ではありますが、交流拠点機能や交通の拠点として、南清水沢に拠点複合施設「りすた」が供用開始され、既に3年が経過しようとしています。

しかし、「りすた」建設後も民間の店舗新築のような動きは見受けられず、「りすた」によって昼休憩やバスの待ち時間に食事をしようと考えたときも、それほど周辺に選択肢がある状況ではなく、将来的に民間企業が「りすた」や新庁舎の集客を想定して、新規に出店計画を行うことができるかと考えても、いまだ現実的にハードルが高いように思われます。

今の夕張市で、このまま何もせず待っていれば、民間企業が続々と新規開業してくれるような状況でしょうか。本当に都市拠点と言える地域を形成するためには、拠点地区への市内企業の移転や民間の新規創業を目指すためのプランが必要と思われませんが、これについて、市長の考えを伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員の再質問にお答えいたします。ただいまご質問がございました拠点地区における公共施設以外の、いわゆる施設誘導、民間も含めての誘導ということでございますが、現在、内部の中で協議をしている中でも、やはり、今後地

域再編地区も含めて、いろいろと事業者、商業者さんのご意向等々、具体的に確認をしていく、そういった作業も必要であろうというふうに考えているところでございます。

また、もう一つ、これは個人的にと言いましょいか、思うところありますので、議会の答弁にはなじまないと言われるかもしれませんが、やはり、できるだけ市内の事業者様に、引き続き事業を続けていただく。あるいはご活躍をいただく。そういったことが重要だというふうに考えておりますので、今後の研究を進めるに際しては、やはり、そういった視点を忘れない。いわゆる、市外からも含めて、幅広にいろいろな事業者さんをとということではなくて、やはり、まず市内で、しっかり対応していく。そういったことが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

今川議員。

●今川和哉君 私も市長がおっしゃるように、市内事業者の中心部移転というようなどころには積極的に、市も応援していったらいいなと思うところがございます。

では、続いて2件目の空き家対策についての質問に入ります。

さて、私は令和3年第2回定例市議会においても空き家対策の推進についての質問を行いました。引き続き、今回もなぜ空き家対策の質問をしているかを述べさせていただくと、空き家の存在は地域の将来への負債であるからと考えるからです。この先、夕張市で子どもたちが観光を盛り上げたいと考えたときも、空き家の倒壊や老朽化をしているまちでは、景観の問題が出るわけですし、家を建てるにも、事業やお店を始めようと土地利用するにも、所有者不明の空き家が敷地にあっては使えません。隣地に危険な家屋やがれきがあるときなども、土地の価値には制約が出ます。

こういった負担は、建物を建て利用していた世代

が解決すべきものです。何もせず倒壊していく空き家を将来に残しておくだけでは、まちの未来と子どもたちへのつけでしかない。今ここで、我々が解決すべき課題であると考えます。

夕張市内も12月に入り、積雪が多くなってきました。恐らく今期も、倒壊のおそれがある家屋が出てくるでしょう。市内で確認できる空き家には、幹線道路からすぐに見える家屋の屋根が落ちているものもあれば、既に倒壊して隣の建物に損害を与えているような、そういった場所も複数確認されます。とは言え、建物というのは私有財産であり、空き家の管理はあくまで所有者の責務であることから、倒壊や落雪の危険があるなど、放置することが不適切な危険家屋も、まず権利を持つ所有者やその相続人が対処すべきものです。

この点につき、前回の答弁では、親族調査を行い所有者で対処が行われない場合は、相続人へ広く要請するか、検討したいとの答弁もございました。

これらを踏まえまして、市内に存在する空き家や危険家屋についての調査状況、そして建物所有者への指導や空き家への対処の現状についてお伺いいたします。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員の空き家の状況と、対処に対するご質問にお答えいたします。

市内の空き家は、平成28年度の実態調査では398軒となっております。その中でも特に危険な空き家と判断した場合、所有者へ現状と安全対策の通知を行っているところでございます。前回調査から5年以上経過しており、この間、人口及び世帯数が減少しておりますことから、空き家の数も相当数変動していると推察をされますことから、来年度、空き家実態調査の実施について検討を行っているところでございます。

市といたしましては、個人の住宅は所有者が処分することを基本方針といたしまして、これまで行政書士会の皆様の協力による空き家相談会、空き家解体費の補助、それからリフォーム補助、中古住宅取

得補助等を実施しているところでございます。

中でも、特に空き家対策に有効であると考えておりますのが、空き家解体費補助でございますが、令和4年度は6月末時点で、当初予定件数である10件の申込みがあり、さらに問合せが多数ありましたことから、9月補正にてさらに10件、合計20件を対象といたしましたが、既に20件全て申込みが完了し、現在は受付を終了しているところでございます。

市民の安全安心のため、これ以上危険な空き家を増やさないよう、様々な取組を行って参りますとともに、危険空き家の情報収集に取り組んでいくところでございます。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

今川議員。

●今川和哉君 危険家屋については、2015年に施行された空き家等対策特別措置法に基づく特定空き家の認定をすることで、法律上、様々な対応を取ることができる形となっております。市内の空き家におけるこの特定空き家への認定に向けては、現在どのように対応されているか、お伺いいたします。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員の再質問にお答えいたします。

特定空き家の基準は、空き家対策特別措置法で定まっております。認定までに長期間、大体約1年間と言われておるようでございますが、長期間要するとともに特定空き家認定後、市で除却を実施した場合、ほかの市町村の状況を見ましても、債権回収が非常に厳しく、難しく、結果、市の負担での実施となっている事例があると、そのように承知をしているところでございます。

夕張市といたしましては、空き家放置による市の負担を軽減するためには、所有者自身による処分を促進しているところでございます。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

今川議員。

●今川和哉君 空き家対策は、全体として危険かどうかという基準での対応が中心であるように思われるのですが、空き家対策においては、個人的には景観やまちの景色という観念も考えるべきだと思います。

市議会で今年実施したゆうばり小学校6年生との意見交換会でも、景観に問題のある空き家についての問題提起が小学6年生から出されていまして。景観の悪化は、観光や経済にもマイナスとなるまちの負債ともいえ、先ほども言ったとおり、将来へのつけとなるとも考えます。

また、一部のモラルのない動画配信者や住んでいる市民がいることを想像できていない市外の非常識な方々がわざわざ撮影に来て、ゴーストタウンだの破綻した廃墟のまちだのと、面白おかしく取り上げるのもこの問題の一つであると考えます。

今後、空き家への取組や、処分の施策を進める上で、景観の悪化を防ぐことについても重視していくべきと提言をいたしたいと思いますが、これにつき市長の考えを伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員の再質問についてお答えをいたします。

議員のほうからご質問がありましたように、本当にこの市あるいは市民の皆様方に対しては、景観のことを含めてあいつた動画配信をされるということは、もう全くもって許し難いというふうに受け止めるところでございます。

ただ一方では、いわゆる表現の自由というところがあり、なかなかこちらのほうからもそういった動画の配信について、やめていただきたいということも言えない状況ではございますが、ご指摘がありましたとおり、その景観についても、夕張の長い歴史の中でもやはり、そうだったと思います。例えば、炭鉱が閉山した場合に炭鉱の会社が放置をしていた工場、倉庫等々、そういった関連施設がどんどん老朽化して朽ちていく。そういったことが、いわゆる企業進出につながらない。観光客の誘致につながら



ない。そういったこともあつての観光政策への転換だったという市の歴史もございますので、ご指摘ありますように、景観につきましても、ご指摘のとおりだと思いますので、来年度、空き家実態調査を実施していくことを今検討しているところでございますが、本日いただきました意見も含めて、その中で今後の対応策について、検討をさせていただくというふうにお答えをしたいと思います。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

今川議員。

●今川和哉君 来年度の調査の実施については、ぜひともそういった点もよろしくお願い申し上げます。

では、続いて夕張市内全域での超高速回線利用を目指したインターネット環境の整備についての質問に移ります。まず、教育現場、家庭学習におけるインターネットの利用状況について、お聞きいたします。コロナ禍を契機として、ここ1年は全国的にも家庭学習におけるインターネット利用の機会が増えているものと考えます。今議会でも、児童生徒情報化促進経費の予算が提案されているところですが、夕張市の教育現場においては、家庭でインターネットを利用する機会がどの程度あるものか、教育長に伺います。

●議長 大山修二君 小林教育長。

●教育長 小林広明君 今川議員の教育現場、家庭学習におけるインターネットの利用状況についてのご質問にお答えいたします。

GIGA スクール構想に基づきまして、本市におきましても、小・中学校校舎に通信環境を整備し、児童生徒一人1台タブレット端末、これを実現したところでございます。ご質問のこのタブレット端末の家庭への持ち帰りにつきましては、現在のところは、新型コロナウイルス感染症拡大防止による学校閉鎖、あるいは学年閉鎖などの限られた条件の下、持ち帰らせ、活用しているところでありますが、今後につきましては、日常的に家庭にタブレット端末を持ち

帰って、家庭学習等で活用できるよう、フィルタリングソフトを導入するなどして、不要なアクセスによるトラブル回避の策を講じるなどした上で、端末の持ち帰りを今後、進めていきたいなというふうにご考えているところです。

以上です。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

今川議員。

●今川和哉君 タブレット、一人1台を持ち帰り、今後家庭学習に使いたいとの答弁がありました。現在、市内1割の家庭が超高速回線を利用できないという現状がありまして、この中には子どもがいる家庭も当然あります。今後、家庭でのインターネット利用に困難がある生徒が出たとき、どのように対処すべきと考えているか、教育長のお考えをお伺いいたします。

●議長 大山修二君 小林教育長。

●教育長 小林広明君 今川議員の再質問にお答えいたします。

現在のところは、このネット環境が十分でないご家庭に対しましては、プリントなど紙媒体によって対応しているところです。また、学校閉鎖、感染拡大防止ですので、外出をせずに自宅待機ということが原則ではありますが、健康状態に問題のない児童生徒につきましては、その中のネット環境が十分でない家庭に住んでいる児童生徒につきましては、拠点複合施設「りすた」などを利用するということが可能になるよう検討していかねばならないと考えております。

以上です。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

今川議員。

●今川和哉君 プリント、紙などで代用することを考えているとのことでしたが、プリント、紙では難しい教材もあるのではということと、あと「りすた」も利用するということですが、例えば、富野、滝ノ上といったような地域から、わざわざインターネットの学習のために「りすた」に行く生徒がいる

ものかという現実的な問題があるかと思うのですが、これは改善できないものか。何かほかの方法の検討の予定はないものかをお伺いいたします。

●議長 大山修二君 小林教育長。

●教育長 小林広明君 ただいまの再質問にお答えします。

ほかの対応が検討できないかということにつきましても、例えば、ポケットWi-Fi等というような対応が考えられると思うのですが、それにつきましても、今後、いろいろ課題がありますので、そういった課題をどうクリアしていくかということも含めて、検討をしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。  
今川議員。

●今川和哉君 取り残される家庭がないように柔軟な対応をお願いできればと思います。

では、次の光回線未整備地域における光回線の導入、5Gの可能性についての質問に続きます。総務省のブロードバンド基盤整備率調査によると、全国の光ファイバーの整備率、世帯カバー率は、令和3年3月末で99.3%に達しているとのこと。未整備は39万世帯とされています。前回の質問で取り上げた平成30年の調査では、全国の未整備世帯は66万世帯だったかと思えます。ここ3年で全国の光ファイバー未整備の世帯は、半分近くまで減ったこととなります。これは、コロナ禍のデジタル化推進で地元負担の少ない国の補助事業ができ、総務省も推進していることが大きいと聞いています。

例えば、北海道の十勝管内では、農村部も含めた十勝管内全ての世帯で100%となったと聞いています。この十勝管内の自治体も、国の補助事業を活用して整備を進めたものとのこと。こういった農村部でも超高速回線光ファイバー網があることが当然という自治体運営がトレンドであり、国もデジタル田園都市として推進しているあたりまえの今後の社会インフラと言えます。

一方の夕張市において、高速大容量の通信が可能な光ファイバー回線を家庭につなぐことができる居住地域の割合は、令和2年度末の調査においては90.31%であるということで、市内役一割の世帯が光ファイバーが整備されていない地域に居住していることとなります。これは主に農村地帯や山間部に住んでいる家庭が、超高速ブロードバンドを利用できない状況にあるということになりますが、こういった地域には、若い世代の農家をはじめとした子育て世帯なども居住しています。

先ほど教育長から答弁があった教育のオンライン化についても今後進めていく必要もありますし、これら農家や山間部にお住まいの世帯への情報格差是正や、将来的な農業分野へのICT改革を進めるために、全世帯への光回線導入と、5G整備の検討を行うべきではないかと考えます。

現在、こういった光回線の未整備地域で使われているADSL回線は、基地局から遠い家庭では特に遅くなります。家族数名が同時に使うことで、さらに遅延やつながらない事態も出てくるでしょう。

10月に行った夕張市議会報告会においても、農家の方、子育て世帯の方からインターネット環境の整備についてどうにかできないかと要望が出されました。こういった要望は、市にも届いているのではないかと思います。

コロナ禍で加速した様々なサービスのオンライン化、テレワークの増加、教育機関でのインターネット利用、今後普及が見込まれるIoTの拡大等、地方と都市部との情報格差を是正することが重要となっていることに加え、これから政策として、市民に必要なサービスを提供していく上でも、光ファイバーは欠かせない生活基盤であることは間違いありません。

市内全域で、超高速回線が利用できる環境を整えることが必要ではないかと考えるところですが、光ファイバー通信や5G等の市内のインターネット環境の整備について、市長のお考えを伺います。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員の光回線未整備地域における光回線の導入、5Gの可能性について、に関するご質問にお答えいたします。

昨年の第4回定例市議会におきまして、市内全人口の1割程度が通信事業者が敷設した光回線の対象地域外に住んでいること。当該地域はまちづくりマスタープランにおいて、新たな居住の抑制を図る地域が多く、コンパクトシティ推進の観点から、長期的な維持管理も必要となる光回線設備を新たに敷設することは当面難しいと考えている。このように答弁をさせていただいたところでございます。

現状におきまして、その考え方を変更するに至っておりませんが、一方で、議員からもご指摘がございました、今後地域に根差す産業の育成でありますとか、そこに住み続ける市民の皆さんの利便性、こういったことのために、情報化推進の必要性は認識しているところでございます。

つきましては、過大な投資と維持管理、こういったものを必要としない、新たな情報化技術の導入方法も含め、国の動向を引き続き注視して参りたいと考えております。

以上でございます。

●議長 大山修二君 再質問ありませんか。

今川議員。

●今川和哉君 市長のおっしゃるとおり、新たな投資や再編地区にお金をかけて整備するというようなつもりはないというのは分かるころでもありますし、こちらも幾らでもお金をかけて絶対に整備しろと言いたいわけではありません。

しかし、それ以外のお金のかからない取組をしたのか、検討を進めたのかということ改めて聞きたいと思えます。

例えば、市長が総務省に行って要望したのかどうか、NTTの通信局で夕張市の整備の見込み、どのくらいでやってくれないかだとかというものを、担当者と懇談して頼んだ、こういったようなことを行ったのか。今後、NTTに市長が行って、見込みについて聞いてみる、こういった手段を取るといってお考えはな

いのかどうかをお伺いいたします。

●議長 大山修二君 答弁調整のため、暫時休憩いたします。

---

午後00時00分 休憩

午後00時01分 再開

---

●議長 大山修二君 会議を再開いたします。

申し上げます。本会議が昼食休憩に入っておりますが、この場合会議を続行いたしますので、ご了承願います。

厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 今川議員の再質問について、お答えをいたします。議員のほうから、ご質問の中で触れていただきましたように、やはりこのコロナ禍の中において、いわゆるデジタル化の推進というところでは、国も財政支援も含めていろいろとお取組をいただいていたところでございます。

その中にございまして、議員のほうからございました、例えば、私が総務省のほうへ行って、そういった情報収集であるとか、相談、そういったものをしたかということのご質問でございますが、こちらから出向いたわけではないのですが、NTTさんのほうからは、光ファイバー敷設に関する情報収集をさせていただいたところでございます。結果といたしまして、先ほど答弁を申し上げましたように、非常にいわゆるイニシャルコストが、膨大な金額がかかるという現実もございましたので、現状ではなかなか難しいという判断をしたところでございます。

一方、先ほどご答弁をさせていただきました過大な投資と維持管理を必要としない新しい情報化技術の導入方法を含めてということで、国の動向を引き続き注視して参りたいというふうにご答弁をさせていただいておりますが、こういったものについて、私も夕張市の地理的状況でありますとか、人口減少、あるいは高齢化が進む中であっても、今後、庁舎の移転改築も今検討を始めたところでございますし、当然、自治体デジタルトランスフォーメーション、

そういったものを無視できない課題もございます。それを実現するために、何かよい手だてはないかということ、これからも情報収集に努めさせていただくというふうにお答えをさせていただきます。

以上でございます。

- 議長 大山修二君 再質問ありませんか。今川議員。
- 今川和哉君 市長のほうで、新たな技術や最新情報の動向を注視していきたいということで、ぜひともこういった取組と検討を今後もお願い申し上げ、以上で私の質問を終わります。

●議長 大山修二君 以上で、今川議員の質問を終わります。

これで通告されました質問は、全て終了いたしましたので、日程第1、一般質問はこれをもって終結いたします。

---

●議長 大山修二君 申し上げます。ここで午前の会議を終了し、午後1時5分まで昼食休憩いたします。

---

午後00時04分 休憩

午後01時05分 再開

---

●議長 大山修二君 休憩前に続き会議を再開いたします。

それでは日程第2、議案第2号夕張市共同浴場設置条例の一部改正について、議案第3号夕張市リフレッシュセンター清陵設置条例の一部改正について、以上2議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君 議案第2号の夕張市共同浴場設置条例の一部改正について及び議案第3号夕張市リフレッシュセンター清陵設置条例の一部改正についての2議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

本2議案は、いずれも北海道の公衆浴場入浴料金

の統制額が改定されたことに伴い、本市各市営浴場の料金につきまして、令和5年4月1日から大人一回入浴料金を450円から480円に、回数券入浴料金を2,550円から2,650円に改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案第2号及び議案第3号の2議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより質疑に入ります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本2議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本2議案は原案のとおり可決されました。

---

●議長 大山修二君 日程第3、議案第4号夕張市教育委員会の教育長の任命についてを議題といたします。

小林教育長。

●教育長 小林広明君 この件につきまして、私の退席を許可願います。

●議長 大山修二君 ただいま小林教育長から退席の申出がありましたので、これを許可します。

〔小林教育長退席〕

●議長 大山修二君 理事者から提案理由の説明を求めます。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君 議案第4号夕張市教育委員会の教育長の任命について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は現教育長であります小林広明さんが、本年12月25日をもって任期満了となりますので、その後任について同氏を再度任命することについて同意を得ようとするものであります。なお、同氏の略歴

につきましては省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより質疑に入ります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定して参ります。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

〔小林教育長出席〕

---

●議長 大山修二君 日程第4、議案第5号令和4年度夕張市一般会計補正予算、議案第6号令和4年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算、議案第7号令和4年度夕張市公共下水道事業会計補正予算、議案第8号令和4年度夕張市介護保険事業会計補正予算、議案第9号令和4年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算、議案第10号令和4年度夕張市水道事業会計補正予算、議案第11号夕張市職員給与条例の一部改正について、議案第12号夕張市特別職給与条例の一部改正について、以上8議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君 議案第5号ないし議案第12号の8議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

議案第5号令和4年度夕張市一般会計補正予算につきましては、先般12月6日に総務大臣の同意が得られました夕張市財政再生計画の変更に基づく補正を行おうとするものであります。

1ページをご覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正額6億6,235万2,000円の内訳につきまして、歳入歳出予算補正事項別明細の歳出からご説明を申し上げます。

初めに各款におきます人件費につきましては、令和4年人事院勧告に伴う給料等の増額分を計上しているほか、人事異動に伴う給料等の予算組替えを行うものであります。

16ページをご覧ください。2款総務費、1項総務管理費につきましては、市役所本庁舎管理に係る光熱水費、令和3年度決算余剰金に係る繰越金を減債基金及び財政調整基金に積み立てる経費、老朽化した源泉施設の修繕に係る経費、財務会計システムを改修する経費を計上するものであります。

17ページ、2項地域振興費につきましては、夕張高校魅力化事業における地域プロジェクトマネジャー採用支援業務に係る経費を計上するものであります。

23ページ、3款民生費、1項社会福祉費につきましては、令和4年人事院勧告による人件費の増額に伴う国民健康保険事業会計、介護保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計への繰出金を増額計上するものであります。

24ページ、2項児童福祉費につきましては、保育事業者に対する施設型給付費を増額計上するものであります。

26ページ、4款衛生費、1項保健衛生費につきましては、コロナ禍における生活及び経済活動への支援として、公的機関を除く全契約者を対象に、水道基本料金を一律免除するための経費、令和4年人事院勧告による人件費の増額に伴う公共下水道事業会計の繰出金、新型コロナウイルスワクチン接種に係る増加分の経費、葬祭苑及び共同浴場管理に係る燃料費を増額するための経費、共同浴場管理に係る修繕経費及び管理業務委託料を増額するための経費を計上するものであります。

27ページ、2項清掃費につきましては、富野じん芥埋立て処分地における管理棟の移設に伴う電気工事に係る経費を計上するものであります。

28ページ、5款農林業費、1項農業費につきましては、農業委員会のタブレット端末の導入に係る経費、鳥獣被害抑制に向けた猟友会等への支援に係る

経費を計上しますとともに、予算計上済みの農業委員会に係る人件費につきまして、財源としていた同支出金の使途が限定されたことにより、減額が見込まれることから一般財源への振替を行うものであります。

29 ページ、2 項林業費につきましては、夕張の豊富な森林を活用した地域人材の育成に係る備品等の購入経費を計上するものであります。

34 ページ、7 款土木費、4 項住宅費につきましては、市営住宅管理に係る光熱水費を計上するものであります。

35 ページ、8 款消防費、1 項消防費につきましては、無線基地局におけるハブ基盤の交換にかかる経費のほか、J アラート自動起動器の改修に係る経費を計上するものであります。

36 ページ、9 款教育費、1 項教育総務費につきましては、小・中学校におけるタブレット端末の持ち帰りに対応するためのフィルタリングソフト導入に係る経費を計上するものであります。

37 ページ、2 項小学校費につきましては、小学校管理に係る燃料費及び光熱水費を増額するための経費を計上するものであります。

38 ページ、3 項中学校費につきましては、中学校管理に係る燃料費及び光熱水費を増額するための経費のほか、消火用配管取替工事に係る経費を計上するものであります。

41 ページ、12 款予備費、1 項予備費につきましては、今後の緊急の財政需要に備えるため、予備費を増額するものであります。

8 ページに戻りまして、歳入につきましては、歳出に関連する特定財源をそれぞれ関係科目に計上するほか、一般財源につきましては、特別交付税及び繰越金により対応するものであります。

この結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は131 億 1,066 万 5,000 円となるものであります。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 6 号令和 4 年度夕張市国民健康保険

事業会計補正予算につきまして、ご説明を申し上げます。

1 ページ、第 1 条歳入歳出予算の補正額 78 万 1,000 円の内容につきまして、9 ページ、一款総務費、1 項総務管理費につきましては、令和 4 年人事院勧告に伴う給料等の増額のほか、北海道国民健康保険団体連合会への負担金を増額するための経費を計上するものであります。

10 ページ、2 款保険給付費、1 項保険給付費につきましては、移送費を増額するための軽費を計上するものであります。

11 ページ、8 款諸支出金、1 項過年度過誤納還付金につきましては、令和 3 年度分の精算に伴う道支出金の還付金を計上するものであります。

この結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は、13 億 386 万 6,000 円となるものであります。

以上で、国民健康保険事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 7 号令和 4 年度夕張市公共下水道事業会計補正予算につきまして、ご説明を申し上げます。

1 ページ、第 1 条歳入歳出予算の補正額 19 万 4,000 円の内容につきましては、7 ページのとおり、令和 4 年人事院勧告に伴う給料等の増額分を計上するものであります。

この結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は 2 億 4,568 万 1,000 円となるものであります。

以上で、公共下水道事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 8 号令和 4 年度夕張市介護保険事業会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。

1 ページ、第 1 条歳入歳出予算の補正額 105 万 4,000 円の内容につきまして、13 ページ、1 款総務費、1 項総務管理につきましては、令和 4 年人事院勧告に伴う給料等の増額分を計上するものであります。

14 ページ、2 款保険給付費、2 項介護予防サービス等諸費につきましては、介護予防のための住宅改修に係る給付金を増額計上するものであります。

15 ページ、4 項高額介護サービス等費につきましては、負担限度額を超えた分の介護サービス費の払戻しに係る給付費を増額計上するものであります。

この結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は18億5,669万1,000円となるものであります。

以上で、介護保険事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第9号令和4年度夕張市後期高齢者医療事業会計補正予算につきまして、ご説明を申し上げます。

1 ページ、第1条歳入歳出予算の補正額4万3,000円の内容につきましては、8 ページのとおり、令和4年人事院勧告に伴う職員手当等の増額分を計上するものであります。

この結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は2億1,809万円となるものであります。

以上で、後期高齢者医療事業会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第10号令和4年度夕張市水道事業会計補正予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1 ページ、第2条は本年度予算第2条で定めた業務の予定量について事業費増加に伴い、業務の予定量を改めようとするものであります。

第3条は、本年度予算第3条で定めた収益的収入及び支出について、収入につきましては、第1項営業収益3,977万6,000円を減額、第2項営業外収益4,043万6,000円を増額、支出につきましては、第1項営業費用934万円を減額補正しようとするものであります。

第4条は、本年度予算第4条で定めた資本的収入及び支出について、収入につきましては第1項企業債1,000万円を増額、支出につきましては第1項建設改良費1,000万円を増額補正しようとするものであ

ります。

2 ページ、第5条は、本年度予算第5条で定めた企業債について、記載の限度額を改めようとするものであります。

3 ページ以降につきましては、予算に関する説明資料でありますので、内容については省略をさせていただきます。

次に、議案第11号夕張市職員給与条例の一部改正について及び議案第12号夕張市特別職給与条例の一部改正についての2議案であります。本2議案はいずれも本年8月の人事院勧告に準じて議案第11号では、本市職員の給料の額及び勤勉手当支給月数を引き上げるため、議案第12号では、特別職におきましても一般職と同様となるよう、期末手当支給月数を引き上げるため、それぞれの条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案第5号ないし議案第12号の8議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。すみません、お見苦しいところを。

●議長 大山修二君 これより質疑に入ります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本8議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本8議案は原案のとおり可決されました。

---

●議長 大山修二君 日程第5、議案第13号夕張市職員の定年等に関する条例の一部改正について、議案第14号夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について、議案第15号夕張市職員給与条例の一部改正について、議案第16号退職手当支給条例の一部改正について、議案第17号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上5議案、

一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君 議案第13号ないし議案第17号の5議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

本5議案は、いずれも地方公務員法の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の定年延長制度の導入に伴い、定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任や、定年前再任用短時間勤務制度などが設けられることから、本市における定年の基準などに関し、必要な事項を定めるほか、これに係る条例を整備しようとするものであります。

以上、議案第13号ないし議案第17号の5議案について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより質疑に入ります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本5議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本5議案は原案のとおり可決されました。

---

●議長 大山修二君 日程第6、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、現人権擁護委員である矢野雅昭さん、平村美千子さんが令和5年3月31日をもって任期満

了となるため、その後任として、このお二人を再度適任と認め、それぞれ推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、諮問するものであります。

なお、お二人の略歴については省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより質疑に入ります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本件はこれを可とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本件はこれを可とすることに決定いたしました。

---

●議長 大山修二君 日程第7、報告第1号ないし報告第2号いずれも例月現金出納検査の結果について、以上2案件一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

---

●議長 大山修二君 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、ここで厚谷市長より発言したい旨の申出がありますので、これを許して参ります。

厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 大山議長始め市議会議員各位にこの本議会での発言の機会をお許しいただきましたこと、まず冒頭心から感謝を申し上げたいと思います。

本日、この機会を頂戴いたしまして、3点ほど私のほうからお話をさせていただきたいと存じます。

まず1点目でございます。今回、第4回の定例市議会につきましては、去る12月1日開会ということ



での日程でございました。その中では、私が11月29日に濃厚接触者に認定をされたということもございまして、この間会議の日程を大きく変更していただくを得ない状況となりましたが、ご理解をいただく中でご対応賜りましたことを、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

次に、この定例会の開会直前でございますけれども、大変残念なことに、NPO法人炭鉱の記憶推進事業団理事長であり、夕張市石炭博物館館長をお勤めになられておりました吉岡宏高さんが11月26日に急逝をされました。連絡をいただいたときは私も本当に信じられない思いでございましたけれども、今はただただ哀悼の意を表し、市といたしましては、吉岡館長の意に沿う形で現在取り進めている夕張石炭博物館模擬坑道の復旧をしっかりと着実に進めていくということをお誓いしたいとそうように考えております。

次に、3点目でございますが、現在、市のほうでは、令和5年度の予算編成、この作業を鋭意進めているところでございます。この令和5年度の予算編成につきましては、議員各位には既にご承知をいただいておりますとおり、来年4月には統一地方選挙が予定をされてございますので、夕張市といたしましては、夕張市財政再生計画に計上されている事業を基本にいわゆる骨格予算としての編成を行うことで、現在作業を進めているところでございます。

今般の予算編成に当たりまして、過ぐる4年間を振り返ってみたいと思いますが、その中では令和元年、先ほども少し触れましたけれども、夕張市石炭博物館模擬坑道の火災が発生をする。令和2年の暮れには、スキー場、ホテルを運営している夕張りリゾート株式会社が破産をする。そして、年が明けますと、令和3年3月にはマルハニチロ夕張工場が夕張から撤退をするということで、この間、市議会の皆様方にも大変ご心配をおかけいたしましたし、様々なご指摘あるいはご助言も承ってきたところでございます。

何とかおかげさまで、博物館については現在復旧工事を進めているところでございますし、スキー場につきましてはホテルの再開には至っていないものの、何とかスキー場として再開をする。あるいは工場についても、新たにチョコレート工場が操業開始をするということで、一時は夕張の再生も足踏みをせざるを得ない状況なのではという、非常に大きな危機感に苛まれたわけでございますけれども、何とかそこまでのいで、今日に至っているという状況だというふうに受け止めております。

一方で、本日の議会のご議論の中でもいただきました。夕張が今中心として進めていかなければならない事業、コンパクトシティの推進、この点につきましては、今日議員からもご指摘がございました。夕張市の場合は、産炭地特有の課題がいまだに、大きく横たわっている。そのような中でまちづくりを進めていかなければなりません。そのような意味では丁寧さを欠いてはいけません。あるいは、きちんと計画だてをして、事業を進めていかなければならない。そういった背景からすると、時間を要するものであったというふうに受け止めております。

しかし、次の任期4年間の中では、先ほど議員からもご指摘をいただきましたように、夕張市が現在、国に償還をしている再生振替特例債の償還が完了する。これは言い換えれば、夕張市が、石炭産業が斜陽化して行く中で、ずっと財政難と向き合ってきたこの半世紀にわたる財政難に一区切りをつける。そういう契機であると、そのように受け止めております。そのことから、私としてはただいま申し上げたような継続する課題、そして財政再建後のまちづくりに備えて、何とか夕張市民の皆様がこれからも住み続けたい。そして離れたくない。そして人を引きつけるまちとして、その熱を帯びた夕張市の街づくりを行っていききたいとの思いから、次期の夕張市長選挙への出馬を決めさせていただいた次第でございます。

本日は、本席をお借りして、住民代表機関の皆様である市議会の皆様方にそのことをご報告をさせて

いただきたいと存じます。

なお、任期も残されている期間がございます。予算編成も続けております。そういう中では、でき得ることをしっかりこの令和4年度、やっていく中で、新年もまた業務を推進して参りたいと、そのように考えてございます。

結びになりますけれども、この4年間、あるいはこの令和4年を通じて、市議会議員の皆様方におかれましても、この夕張市のまちづくりの推進、財政の再建、地域の再生、そういったところに、各班にわたって様々なご指摘、ご意見承りましたこと、心から感謝を申し上げまして、本日のご挨拶とさせていただきます。

●議長 大山修二君 本日の会議は、これをもって閉じます。

●事務局長 佐藤浩一君 ご起立願います。

●議長 大山修二君 これをもちまして、第4回定例夕張市議会を閉会いたします。

---

午後01時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議長 大山 修 二

夕張市議会 議員 君 島 孝 夫

夕張市議会 議員 小 林 尚 文